

平成23年 第3回
さつま町議会会議録

平成23年4月21日 開会

さつま町議会

平成23年第3回さつま町議会臨時会審議結果

平成23年4月21日

議案 番号	件名	上程日	議決日	議決 結果	委員会 付託
32	専決処分の承認を求めることについて (さつま町国民健康保険税条例の一部改正について)	H23. 4. 21	H23. 4. 21	承認	
33	専決処分の承認を求めることについて (さつま町国民健康保険条例の一部改正について)	〃	〃	承認	
34	専決処分の承認を求めることについて (平成23年度さつま町一般会計補正予算(第1号))	〃	〃	承認	
35	平成23年度さつま町一般会計補正予算 (第2号)	〃	〃	原案可決	—

平成23年第3回さつま町議会臨時会会議録

○開会期日 平成23年4月21日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（20名）

1番	森山	大	議員	2番	東	哲雄	議員
3番	麥田	博稔	議員	4番	米丸	文武	議員
5番	川口	憲男	議員	6番	新改	秀作	議員
7番	平八重	光輝	議員	8番	平田	昇	議員
9番	舟倉	武則	議員	10番	岩元	涼一	議員
11番	内之倉	成功	議員	12番	柏木	幸平	議員
13番	楠木園	洋一	議員	14番	内田	芳博	議員
15番	桑園	憲一	議員	16番	市來	修	議員
17番	新改	幸一	議員	18番	木下	敬子	議員
19番	木下	賢治	議員	20番	中尾	正男	議員

欠席議員（0名）

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	王子野	建男	君	議事係長	中間	博巳	君
議事係主幹	松山	明浩	君	議事係主任	垣内	浩隆	君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高	政勝	君
副町長	和気	純治	君
企画課長	湯下	吉郎	君
健康増進課長	村山	茂樹	君
建設課長	三浦	広幸	君
総務課長	紺屋	一幸	君
財政課長	下市	真義	君
薩摩支所長	今東	純夫	君
税務課長	萩原	康正	君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第 3 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(さつま町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 第 4 議案第 3 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(さつま町国民健康保険条例の一部改正について)
- 第 5 議案第 3 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 3 年度さつま町一般会計補正予算 (第 1 号))
- 第 6 議案第 3 5 号 平成 2 3 年度さつま町一般会計補正予算 (第 2 号)

△開 会 午前 9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから、平成23年第3回さつま町議会臨時会を開会します。

△開 議

○議長（中尾 正男議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、18番、木下敬子議員、及び19番、木下賢治議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（中尾 正男議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間に決定しました。

△日程第3「議案第32号 専決処分の承認を求めることについて（さつま町国民健康保険税条例の一部改正について）」、日程第4「議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（さつま町国民健康保険条例の一部改正について）」、日程第5「議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度さつま町一般会計補正予算（第1号））」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第3「議案第32号 専決処分の承認を求めることについて」から日程第5「議案第34号 専決処分の承認を求めることについて」までの議案3件を一括して議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。それでは、議案第32号から第34号につきまして提案の理由を申し上げます。

まず、「議案第32号 専決処分の承認を求めることについて」であります。これは地方税法施行令の一部改正に伴い、さつま町国民健康保険税条例の一部改正について急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたものであります。

次に、「議案第33号 専決処分の承認を求めることについて」であります。これにつきまして

ても、健康保険法施行令の一部改正に伴い、さつま町国民健康保険条例の一部改正について急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたものであります。

次に、「議案第34号 専決処分の承認を求めることについて」であります。今回の専決処分につきましては、観音滝公園管理費の補正について急施を要したため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたものであります。

以上議案3件につきましては、いずれも地方自治法第179条第3項の規定に基づきこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させていただきますので、よろしく御審議くださるようお願いをいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○税務課長（萩原 康正君）

「議案第32号 専決処分の承認を求めることについて」を御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（村山 茂樹君）

それでは、「議案第33号 専決処分の承認を求めることについて」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは続きまして、「議案第34号 専決処分の承認を求めることについて」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

これから、ただいまの議案3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○川口 憲男議員

税務課長にちょっとお尋ねいたしますが、その国民健康保険税の基礎課税額の限度額を50万から51万に上げると、これは国からのあれなんですけど、そうしますと当初予算がちょっと違ってくるんじゃないかと思うんですけど、そこらあたりの増減はどのようになっていますか。

○税務課長（萩原 康正君）

予算につきましては、現在22年中の所得について今計算をしております、正式な額というのがあらかじめ予算額ということで予定額でしておりますので、今後大きな影響が出てくれば歳入のほうを補正をしなければいけないと思っておりますが、現在のところでは見込みということで上げているなかで考えております。

○楠木園 洋一議員

この出産育児一時金ですね、35万円を39万円に。4月1日から今いくぐらい出たのか、20日ぐらいだったんですけど。

○議長（中尾 正男議員）

答弁を。

（「資料を持ち合わせておりませんので、しばらくお待ちください」と発言する者あり）

○麥田 博稔議員

32号に関してですが、昨年だったですかね、上がって合計で73万ですかね、になって、限度が77万、4万上がるわけですけど、対象者がさつま町内で何名ぐらいになるものか。

それから、この33号、36条のただし書きによる出産であるときは3万円、特定出産事故ということで脳性麻痺とかがあるちゅうことで国でそうだったんですけども、このただし書き条項のこの補償金の保険に入っていない病院とかこの辺にあるものかですね、その辺をお伺いしておきます。

それから34号、この前説明を受けたんですが、ケーブルのということで、前の説明でいきますと借りて設置するとき、撤去費が12万6,000円要するというので。普通賃借料ち言えば、つけて持っていくまで入っている。

新規にまた買うわけですので、あとの35号で出てきますけれども。だからこの賃借料の中に、つけてそしてはずすまではいるのが普通じゃないかと思うんですけども、設置費はまた別にとるんですか、その辺をちょっと説明をお願いします。

○税務課長（萩原 康正君）

今回の改正で影響が出る対象者が何名ということではありますが、23年度課税について、先ほど申しましたように現在作業中でありまして、改正前の平成22年度で集計するところでは、個々の世帯が4,614世帯あります。

そのうちの限度額を超過した世帯で限度額で抑えてある世帯が39世帯となっておりまして、1%に満たない世帯ということでもあります。年によって所得状況で数字が変わってきますが、おおむねこの方々に影響が出てくるのではと考えております。

○健康増進課長（村山 茂樹君）

ただし書きについてでございますが、産科医療補償制度に加入している医療団体等でありまして、当初これが入りまして平成20年度の12月現在につきましては、医療機関におきましてはだいたい98.8%、助産所につきましては93.9%ということで、98.2%がその補償制度に入っているということで、私どもの支出している分につきましては、100%この補償制度に入っている医療機関のほうに支払いをしているということでございます。

○企画課長（湯下 吉郎君）

ただいまのリース料の関係でございますが、麥田議員の言われたその設置をする費用は、次の議案に入っておりまして、撤去費用ということでリースの中に今回の場合は入っております、その12万6,000円につきましては。

○麥田 博稔議員

前からいきますけど、健康保険税のこれは39世帯ということですけども、いろいろ話を聞きますと、こっちは限度額は増えてくだけだからいいんですけど、うちのまちもこの前健康づくりのまちにしましたけど、あとで税率を変えるというあれがないものかどうか。

結局この前の話でいきますと、介護保険等については、介護保険給付費を上げるというようなあれがありますけれども、うちは非常に財政的に悪いというようなことで、財政的ちゅうか、保険のあれが悪いといろいろ指導も受けているという話も聞いたんですけども、その辺を検討されていないのか、ちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

それから、出産育児一時金については、町内の関係するところは100%入っているということで安心するんですが、やはり赤ちゃんを産むときは何があるか判りませんので、そういう保険適用がないところは、新聞等で見ましてもいろいろもめているという話も聞きますので、やっぱりその辺はいろんな手続きにみえたときに、出産をするときにはそういう保険適用のところでしたほうがいいですよと、あとのことがありますから、麻痺が残ったりとか、その辺の指導をお願いします。

それから、今の34号ですが、設置費は次のところとなったら予算的におかしいんじゃないですか。だから設置費は今のここの専決の中に入れて、今現に始まっているんでしょ、だから撤去費はあとでもいいけど、次のやつでして、設置費を前にせんにやいかんと。ちょっと課長の勘違いじゃないかと。

○税務課長（萩原 康正君）

税率を上げるかどうかということでありまして、国保の運営状況で今後検討はしなければならないのかなという話も出ております。

ただ国保の運営そのものについては、全体の決算を見ますと13%が国保税で賄われているということで、全体的な運営状況を見ないと税率だけをどうかという検討は、今のところはすべき時期にも来ているのかもしれませんが、23年度の税収の関係、その他見て、国保の運営全体として税の部分も考えなければいけないのかなと考えております。

税務課のほうとしては、国保税を徴収しますと、非常に国保税が高いというような住民の重税感もありますので、それを上げることによってまた税収が下がってはまたどうかと考えておりますので、この辺については運営の中で検討させていただきたいと思っております。

○健康増進課長（村山 茂樹君）

申し訳ありません。先ほど保留しておりました回答につきまして、平成23年度の出生につきましては、4月からについては、実績はまだゼロだということでございます。それと、22年度につきましては23件、23年度の予算につきましては25件を一応計上しているところでございます。以上でございます。

○企画課長（湯下 吉郎君）

済みません。図で説明いたしますが、（資料を示す）この前モーターとプロテクターを交換するときに上げて、この線の被覆が漏電しているということが発覚いたしました。それでもう4月1日以降このケーブルを同時に挿入しないと温泉が上がらないということで、この挿入するときの費用は、その交換する費用に入っております。

ですから今のこのリースをしたケーブルにつきましては、福岡から搬入する関係で、月決めの部分と、それからこれを巻いて撤去し福岡まで運ぶ経費が撤去輸送費ということで入っております。

○議長（中尾 正男議員）

いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案3件は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案3件は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

ただいまの議案3件について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、ただいまの議案3件を採決します。

まず議案32号及び議案第33号の2件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案2件は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。

よって、「議案第32号 専決処分の承認を求めることについて」及び「議案第33号 専決処分の承認を求めることについて」の議案2件は、承認されました。

次は議案第34号を採決します

お諮りします。本案は、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。

よって、「議案第34号 専決処分の承認を求めることについて」は、承認されました。

△日程第6「議案第35号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第6「議案第35号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第35号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」についてであります。

今回の補正は、公園費及び公営住宅整備事業費に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ973万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ127億9,880万1,000円とするものであります。

内容につきましては、財政課長に説明させますのでよろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは、「議案第35号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○楠木園 洋一議員

繰越金についてですね、900万ほど、これ繰越金でまだ出てくるのか。専決第3号でも繰越金が出てきて、今度また出てきたもんだから。

○財政課長（下市 真義君）

23年度の当初予算で、一応2億円を予定して計上いたしておりますが、これは前年度の決算のいわゆる剰余金の関係でございますので、一応22年度の決算見込みといたしましてはある程度7億円程度の実質収支が見込めるのではなからうかということで、2分の1以上は財政調整基金に積み上げますので、その残り、いわゆる3億、総体では3億程度の繰越金は確保できるのではなからうかと、そのうち2億1,216万4,000円を内計上という形で出しております。

○楠木園 洋一議員

この繰越の明細は、全体的に見るわけですか、これ。款とかの別に繰り越したのはどれだけ出たとか。

○財政課長（下市 真義君）

この繰越金につきましては、22年度決算を終えてみないと額は確定いたしませんので、確定した時点で正確な数字が出てくるということで、出納整理期間が5月いっぱいですので、それ以降での話ということでございます。

○新改 幸一議員

ただいま佐志ニュータウンの住宅関係が出ましたが、執行部としては、この予算をとおしてもらって、住宅が完成してそれに入居をするという段階を最終的いつごろをみていらっしゃるのか。

○建設課長（三浦 広幸君）

住宅の今後の流れですけれども、承認いただきますと、5月に補助金申請を行い、交付決定があり次第、おおむねですね、ほかの工事もありますので、9月ごろを着工予定としております。それから建設にかかりまして、3月、4月ごろに入居の予定にしております。

○麥田 博稔議員

7ページのこの観音滝の需用費ですけれども、780万、先ほどケーブルと設置費用ということだったんですが、ケーブルの大体メーター単価というのを、ここで見てみますとレダリードというんですかね、620メーターとか書いてあるようですけれども、資料によりますと。メーターの単価を大体どれくらいに思っているのか。

それからこの広瀬団地を佐志ニュータウンにつくられるんですけれども、前の説明で2棟つくるとのことだったんですが、入札を1棟1棟別個にされる予定なのか、2棟一遍でされるのか、これだけ経済が冷えてきてといいますか、新築の家の着工が少なくなってくると、やはりできれば2棟別々に、一緒にしたほうが安く上がるでしょうけれども、やはり別々にしてもらえばという感じもしたりするんですが、その辺の考えをどのようにお考えなのか。

それから、広瀬団地のほうを閉めるということだったんですが、高齢者の方が1人居るとのことだったんですけれども、その辺をどのようにお考えなのか、総体的にですね、お伺いしておきたいと思います。

○企画課長（湯下 吉郎君）

このケーブルのメーター単価は、約1万円ということで想定しております。

○建設課長（三浦 広幸君）

麥田議員から質問のありました、2棟4戸でありますので、なるべくそういう皆さんに幅広く請け負っていただくために、それぞれ建物については1棟2戸ずつを計画しております。あと広瀬団地に今1人いらっしゃるわけですけれども、その方については娘さんがいらっしゃいますので、そちらのほうに一緒にお住まいになるということで聞いております。

○麥田 博稔議員

このレダリードを調べてみたらいろいろあるんですね。だから、温泉が、この前もらった資料によりますと、地上の温度が57.6度ということで、このレダリードというのを調べてみますと温泉の水温に耐えられるのが200何度となっているんですね。このレダレンとかいうのが、使用の最大温度が96度とか、それからポリエチレンは82度とか、だから温度が低くなれば結局単価もたぶん安くなるのかなと思うんです。

というのが、絶縁とそれから被覆がポリエチレンとか、耐熱性のゴムでできるとか、このレダリードになれば鉛になって単価が非常に高くなると思うんですけれども、その辺を、どのようにするのか。

先ほど言いましたように、レダリードの場合は、使用のその最大温度が203度から230度と、実際は57～58度しかないんだからこの安い、例えば、この同じレダ社の製品でも、レダレーンちゅうのは96度まで耐えられるとかありますから、その辺の検討をされたのか。

できればですね、やはり今見積もりはこのレダリードというやつで1万円ということだと思うんですが、今後ここで予算がとおったら、その辺はもう一度再検討をしていただきたいというふうなふうに思うんですけども、その辺の考えをお伺いしておきたい。その辺を考えて、耐用年数とか考えてされたのかですね。

○企画課長（湯下 吉郎君）

ただいま前回の全員協議会のときにお示ししましたケーブルの形状で言われておりますが、設置当初に非常に深度が深いということで、このポンプ等の使用につきましては油田開発用ということでございます。

温泉掘削時に自噴が毎分20リットルということで、当面毎分100リッターには足りないということでありましたし、また、当時はガスも発生しておりましたことから、その温泉のデータを分析して、そしてまた想定されるあらゆるこのリスク、まず1番目には安定した水量、お湯量、それから安全ということと、3番目にはその永続、耐久的に供給できるということですね、その3つを選定理由として設置をされております。

ですから、この深度からいきますと、このレダ社のポンプ以外にはなかったということでありまして、また耐食性、さびとかそういうのにも優れていたということと、耐久性にも優れていたということで、これを選定しておきまして、現在の今のポンプについてはそのケーブルが採用されていたということでもあります。

議員の言われるように、鉛とゴムの使用の違いについては、ゴムを使用した場合には約80%の金額で済むということなんですけれども、これをしたときにやはり耐食性に優れていないということやら、ガスや流体の影響ということがございまして、今回はこの前回使用したもので、温度的には57.6度で対応できるわけなんですけれども。

そのようなことで同等のものを予算をお願いをしたということで、今後検討できるものについてはしっかりともう一度、言われたようなゴム製のものでも耐久できないかとか、あるいはもっと単価的にも安くできないかということも研究しながら、発注の段階におきましては競争をさせていきたいと思っております。

○麥田 博稔議員

あのですね、私もちょっと個人的に調べてみたんですけども、やはり前説明があったように国産では600メートルとかが限度というか、岡本ポンプですかね、川本ポンプとか、日立何かとか、いろいろあるんですけども、やはり深さ的には600メートルとか、800メートルというのはどっかちょっとあったようなんですけれども。

やはりこのレダ社のやつでないと深いところ、それからガスが出てくる、温泉では出てきますから空回りをして上がらなくなるとかいろいろあって、ここのやつが一番優れているというようなことを、いろいろ調べても書いてあるんですけども。

ただやはり耐用年数等を考えてされていることなんですけれども、失礼な言い方になりますけれども、掘ったところとそういう会社とがいろいろあって、熱なんかでも一番いいやつにたぶんなっているかもしれないし、だからこのレダレーンちゅうやつとレダリードとですね、やっぱり何年ぐらいの耐用年数の差があるのか、単価とですね。

やはり、されてからもう10何年経ってるわけですから、その割ったときに1年の大体の経費を出せば判ると思いますので、先ほど課長から答弁がありましたように、やはりその辺はもう一

度精査をしてですね、契約のときにしていただくように要望をしておきたいというふうに思います。

○平田 昇議員

ケーブルの取りかえの説明を受けて、私は数年前ですね、平川郷の温泉ボイラーが故障して約250万くらいの修繕費を要したのだが、修理代の約半分、ほとんど半分だったと思うんですが、指定管理者が負担し、残りを町が負担した記憶があるわけでございます。

そのときの行政からの説明は、施設によって指定管理者の負担に格差が生じないように、これからの施設の修理には負担のあり方を新しい基準で決めていきますという説明があったと記憶しているわけですが、まだ日高町長時代ではないです、前政権の執行部でございましたが、そういう説明を受けた記憶があります。

そして今度出てきた事例は、これを全額町が負担すると、これが新しい基準になったのでしょうか。もし、管理者の不注意により、怠慢により損害を出した場合についてはどうするというような取り決めはなされていないのか、そこまでお尋ねしたいと思います。

○企画課長（湯下 吉郎君）

全体的な部分についてはですが、修繕の場合は、指定管理をしている場合は協定に基づいて負担の割合を決めているということで、1件20万円以下については指定管理者がするという事になっておりますが、それを超える場合は町が行うということでもあります。

それから、そのリスク分担につきましては、もちろん指定管理者の責任による場合は指定管理者がしなければいけないわけなんですけれども、通常の経年劣化であったり、緊急に故障したりというような場合は、甲乙協議をして定めるということになっておりますので、基本的な部分については20万円以下は指定管理者、それ以上は町が、管理者が措置をするということとしております。

○平田 昇議員

結局新しい基準ができたわけではないと、旧来のままであるという解釈でよろしいですか。

○企画課長（湯下 吉郎君）

この指定管理の場合は、観音滝も含めて、あび〜る館についても同じような基準で行っていると、前回と基準については変わらないということでもあります。

○米丸 文武議員

先ほど、麥田議員のほうからいろいろ質問がありましたけれども、私のほうから1点お聞きしたいんですが、今回のこのケーブルを購入される部分についてのですね、先ほどから17～18年の経年劣化というようなことですが、耐用年数を何年ぐらいみられておるものなんですか。その点についてちょっとお聞きしたいと思います。

○企画課長（湯下 吉郎君）

この耐用年数については、家庭用の部分、それから業務用の部分とありますが、本件の場合については、一応10年という機械の耐用年数を想定しております。

○米丸 文武議員

いろんな我々地方自治体なんかの場合でも、公共でもですが、10年の耐用年数が経過して、前のケーブルが17～18年ですか、経過しておったということで、耐用年数が来たからかえていくとか、使えればそのまま延長して使っていくとか。

点検とかしてですね、できれば使えるものは延長して使うというような形でないと、耐用年数に達しましたのでもうかえませよというようなことでは、やはりいろんな経費等のむだにもつながってまいりますので、そういうようなところもやっぱり検討して、使用に支障がないという段

階まではやっぱりきちっと使っていくというような方法も今後検討していただきたいと思いますが、その辺のところについてはどのようにお考えですか。

○企画課長（湯下 吉郎君）

全施設について10年以上経過をしておりますから、もちろん担当部署、それから指定管理者についても、そこら辺の点検をしっかりとしながら、今言われたように延命をしてできるだけ耐用年数が決まっておっても、長く使っていただくような形で指示もしておりますし、また現場とも今後はまた定期的な打ち合わせをしながらですね、施設の管理それからサービスの面についても実施していくということとしておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって本案は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。

これから、議案35号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。

よって、「議案第35号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第2号）」は原案のとおり可決されました。

△閉 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これをもって会議を閉じ、平成23年第3回さつま町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

閉会時刻 午前10時17分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 中 尾 正 男

さつま町議会議員 木 下 敬 子

さつま町議会議員 木 下 賢 治